

大阪府福祉のまちづくり条例〔平成4年10月28日 大阪府条例第36号〕

改正	平成7年3月17日	条例第3号
	平成7年3月17日	条例第19号
	平成12年3月31日	条例第106号
	平成14年10月29日	条例第103号
	平成16年6月4日	条例第64号
	平成17年3月29日	条例第66号
	平成18年3月28日	条例第52号
	平成19年3月16日	条例第45号
	平成21年3月27日	条例第39号
	平成22年3月30日	条例第36号
	平成22年11月4日	条例第83号
	平成23年3月22日	条例第57号
	平成23年10月31日	条例第122号
	平成24年3月28日	条例第67号
	平成24年11月1日	条例第148号
	平成26年3月27日	条例第97号
	平成26年12月26日	条例第185号
	平成27年3月24日	条例第45号
	平成27年12月28日	条例第133号
	平成29年3月29日	条例第50号
令和元年12月25日		条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第6条—第9条）

第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第10条—第30条）

第4章 事前協議及び改善計画等

第1節 事前協議（第31条）

第2節 改善計画等（第32条—第35条）

第3節 調査、勧告及び公表（第36条—第38条）

第4節 雜則（第39条・第40条）

第5章 雜則（第41条・第42条）

附則

私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受することができ、意欲や能力に応じて社会に参加することができる機会が、すべての人に均等にもたらされなければならない。

このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、全ての人が自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を發揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要である。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心を育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、全ての人が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 都市施設 多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。
- 二 事業者 都市施設を設置し、又は管理する者をいう。

(府の責務)

第3条 府は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、都市施設を全ての人が安全かつ容易に利用することができるよう整備、維持保全及び管理に努めるとともに、府が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(府民の責務)

第5条 府民は、深い理解と相互扶助の心をもって、福祉のまちづくりに積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第6条 府は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

- 一 全ての府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する気運を醸成すること。
- 二 全ての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めること。
- 三 高齢者、障害者等の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。
- 四 全ての府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりを進めること。

(啓発及び学習の促進等)

第7条 府は、事業者及び府民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう啓発とともに、福祉に関する学習を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 府は、高齢者、障害者等の自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援及び介助に係る人材の養成等に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、府は、事業者及び府民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 府は、市町村、事業者及び府民と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第9条 府は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準

第10条 削除

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第11条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物（以下「仮設建築物」という。）を除く。）とする。

- 一 学校（令第5条第一号に掲げるものを除く。）
- 二 共同住宅又は寄宿舎
- 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第九号に掲げるものを除く。）
- 四 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第十一号に掲げるものを除く。）
- 五 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 六 自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）

(基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模)

第12条 法第14条第3項の規定により条例で定める同条第一項の建築の規模は、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規模とする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第13条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第27条までに定めるところによる。

(廊下等)

第14条 令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）及びエスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- 二 次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。
 - イ 病院又は診療所
 - ロ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
 - ハ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類す

るもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

(階段)

第 15 条 令第 12 条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第 16 条 令第 13 条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- 二 その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。

(エスカレーター)

第 17 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとすること。
- 二 くし板の端部と踏み段（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下この号において同じ。）の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとすること。
- 三 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。

(便所)

第 18 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）が 1,000 平方メートル（公衆便所にあっては、50 平方メートル）以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設

備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。

- 一 病院又は診療所
 - 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 三 集会場又は公会堂
 - 四 展示場
 - 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
 - 七 博物館、美術館又は図書館
 - 八 飲食店
 - 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十 公衆便所
- 3 令第 14 条第 1 項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
 - 二 洗面器又は手洗器のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、水栓を容易に操作することができるものとすること。
- 4 令第 14 条第 1 項各号に規定する便房（次項に規定する便房を除く。）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。
 - 二 衣服を掛けるための金具等を設けること。
- 5 令第 14 条第 1 項第二号に規定する便房（床面積の合計が 10,000 平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 大人のおむつ交換をすることができる長さ 1.2 メートル以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。
 - 二 令第 14 条第 1 項第二号に規定する水洗器具は、温水を使用することができるものとすること。
 - 三 荷物を置くための棚等を設けること。
 - 四 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。
 - 五 衣服を掛けるための金具等を二以上設けること。

6 令第14条第2項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設ければなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第19条 令第15条第2項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 令第15条第2項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第4項第一号に掲げるものでなければならない。

(敷地内の通路)

第20条 令第16条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。

(浴室等)

第21条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（次項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。
- 三 出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(移動等円滑化経路)

第22条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 令第18条第2項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。

- イ 病院又は診療所
- ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ハ 集会場又は公会堂
- ニ 展示場
- ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ト 博物館、美術館又は図書館
- チ 飲食店

リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

二 令第18条第2項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。

ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ニ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。

ホ 籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。

ヘ 令第18条第2項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。

(1) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

(2) 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有すること。

ト 令第18条第2項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設けること。

チ 令第18条第2項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) 制御装置は、押しボタン式とすること。

(2) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。

三 令第18条第2項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとすること。

2 建築物（別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあっては、床面積の合計が

500 平方メートル未満のものを除く。) に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

- 3 前項に規定する経路のうち令第 18 条第 1 項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。

(案内設備)

第 23 条 令第 20 条第 3 項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしなければならない。

(案内設備までの経路)

第 24 条 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

二 段を設ける場合には、回り段としないこと。

(共同住宅等に係る経路)

第 25 条 共同住宅又は寄宿舎(以下この章において「共同住宅等」という。)については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 道等から住戸(寄宿舎にあっては、寝室。以下同じ。)までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

二 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路

2 前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第 18 条第 2 項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。

3 第 1 項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第 18 条第 2 項第七号の規定によることが困難である場合における前 2 項の規定の適用については、第 1 項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第 18 条第 1 項又は第 22 条第 2 項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第 26 条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第 14 条から第 24 条までの規定（共同住宅等にあっては、第 14 条から前条までの規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室又は共同住宅等の住戸（以下この条において「利用居室等」という。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読み替え)

第 27 条 第 11 条各号に掲げる特定建築物についての第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条第 1 項並びに前条第 3 号及び第 5 号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(仮設建築物に対する特例)

第 28 条 第 14 条から前条までの規定は、仮設建築物については、適用しない。

(制限の緩和)

第 29 条 第 11 条から第 27 条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第 14 条から第 27 条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

(市町村が条例を定める場合の適用除外)

第 30 条 市町村が法第 14 条第 3 項の規定に基づき制定する条例に規定する事項がこの章に規定する事項と同一の事項である場合にあっては、知事が規則で定めるところにより市町村を指定して、この章の当該同一の事項に係る規定は、当該市町村の区域において

適用しないこととする。

第4章 事前協議及び改善計画等

第1節 事前協議

第31条 事業者は、次に掲げる都市施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、当該工事に着手する前に、その計画について知事に協議しなければならない。

- 一 集会場（床面積が 200 平方メートル以上の集会室があるものを除く）
- 二 コンビニエンスストア（主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が 30 平方メートル以上 250 平方メートル未満で、一日当たりの営業時間が 14 時間以上のものをいう。）（床面積の合計が 100 平方メートル以上 200 平方メートル未満のものに限る。）
- 三 事務所（床面積の合計が 500 平方メートル以上のものに限る。）
- 四 ダンスホール（床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものに限る。）
- 五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（床面積の合計が 50 平方メートル以上 200 平方メートル未満のものに限る。）
- 六 工場（自動車修理工場を除き、床面積の合計が 3,000 平方メートル以上のものに限る。）
- 七 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（床面積の合計が 300 平方メートル以上のものに限る。）
- 八 火葬場
- 九 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街
- 十 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第 2 条第九号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
- 十一 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園（同法第 33 条第 1 項第二号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
- 十二 遊園地、動物園又は植物園（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 十三 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地

十四 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの

2 事業者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）に係る都市施設を安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、その結果を速やかに知事に届け出なければならない。

第 2 節 改善計画等

（現況調査）

第 32 条 事業者は、知事が要請したときは、この条例の施行の際現に存する次に掲げる都市施設（現に設置の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）について、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの調査（以下「現況調査」という。）を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

一 学校

二 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）

四 集会場又は公会堂

五 展示場（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が 500 平方メートル以下のものを除く。）

七 ホテル又は旅館（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）

八 次に掲げる事務所

イ 国、地方公共団体その他規則で定める者の事務の用に供する事務所

ロ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業の用に供する事務所

ハ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所

ニ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 6 条第 2 項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所

ホ 冠婚葬祭に関する事業の用に供する事務所（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）

ヘ イからホまでに掲げる事務所以外の事務所（床面積の合計が 5,000 平方メートル

以下のものを除く。)

- 九 共同住宅又は寄宿舎（住戸の数が 50 以下のものを除く。）
- 十 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等
- 十一 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場又は遊技場（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）
- 十四 飲食店（床面積の合計が 500 平方メートル以下のものを除く。）
- 十五 ダンスホール（床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものを除く。）
- 十六 銀行
- 十七 火葬場
- 十八 法第二条第五号に規定する旅客施設
- 十九 消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街
- 二十 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- 二十一 遊園地、動物園又は植物園（前号の都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 二十二 港湾法第 2 条第 5 項第九号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地
- 二十三 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）

（改善計画の作成の要請）

- 第 33 条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が既存施設を安全かつ容易に利用することができるようとするための工事の計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出ることを求めることができる。
- 2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る改善計画について、指導及び助言を行うものとする。

（改善計画の変更）

- 第 34 条 事業者は、やむを得ない場合にあっては、改善計画を変更することができる。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、変更に係る改善計画を知事に届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により改善計画を変更した場合について準用する。

（定期報告）

- 第 35 条 事業者は、規則で定めるところにより、定期に、改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。

第 3 節 調査、勧告及び公表

(立入調査)

第 36 条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第 31 条第 1 項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第 37 条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事（第 31 条第 1 項の工事をいう。次項において同じ。）に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、事業者が現況調査及びその結果の報告を行わないときは、現況調査及びその結果の報告を行うべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、事業者が改善計画の作成及び届出を行わないときは、改善計画の作成及び届出を行うべきことを勧告することができる。

(公表)

第 38 条 知事は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

第 4 節 雜則

(仮設建築物等に対する特例)

第 39 条 第 31 条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 仮設建築物
- 二 建築基準法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物
- 三 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区内において同法第 2 条第 1 項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

(国等に関する特例)

第 40 条 第 31 条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

- 2 知事は、国、市町村その他規則で定める者に対し、その者が設置し、又は管理する都

市施設について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかについての状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第5章 雜則

(事務処理の特例)

第41条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。

- 一 法第12条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事務
 - 二 法第12条第3項の規定による命令に関する事務
 - 三 法第53条第2項の報告の徴収並びに同項の規定による立入検査及び質問に関する事務（特定路外駐車場に係るものに限る。）
- 2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第31条第1項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。）であつて大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。
- 一 第31条第1項の規定による協議に関する事務
 - 二 第31条第2項の規定による届出の受理に関する事務
 - 三 第36条第1項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務
 - 四 第37条第1項及び第2項の規定による勧告に関する事務
 - 五 第38条第1項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務（第31条第1項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

(規則への委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成4年条例第36号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成5年規則第4号で平成5年4月1日から施行）

附則（平成7年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に大阪府消費者保護条例第25条第2項又は大阪府福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定により行われた聴聞又は聴聞のための手続は、改正後の大坂府消費者保護条例第25条第2項又は大阪府福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定により行われたものとみなす。

附則（平成7年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係るエレベーターの整備基準については、第2条の規定による改正後の大坂府福祉のまちづくり条例第11条第2項第一号ニの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成12年条例第106号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年条例第103号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する改正後の大坂府福祉のまちづくり条例第2条第一号に規定する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係る整備基準については、改正後の同条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成16年条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成17年条例第66号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成21年条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物及び改正後の大坂府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第11条各号に掲げる特定建築物（次項においてこれらを「特別特定建築物」という。）の同法第2条第19号に規定

- する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあっては、同条18号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、新条例第3章の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第3章の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした改正前の大坂府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第15条の規定による要請、旧条例第16条第1項の規定による届出の求め及び同条第2項（旧条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言並びに旧条例第20条の規定による勧告は、それぞれ新条例第32条の規定によりした要請、新条例第33条第1項の規定によりした届出の求め及び同条第2項（新条例第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりした指導及び助言並びに新条例第37条の規定によりした勧告とみなし、この条例の施行前にされた旧条例第14条第1項の規定による協議、同条第2項、旧条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出及び旧条例第15条又は第18条の規定による報告は、それぞれ新条例第31条第1項の規定によりされた協議、同条第2項、新条例第33条第1項又は第34条第1項の規定によりされた届出及び旧条例第32条又は第35条の規定によりされた報告とみなす。
- 5 旧条例第14条第1項の規定による協議に係る特定施設であって、この条例の施行の日前に同条第2項の規定による届出がされていないものについては、新条例第31条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 前項に規定する特定施設については、旧条例第12条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成22年条例第36号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

附則（平成22年条例第83号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附則（平成23年条例第57号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年条例第122号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附則（平成24年条例第67号）

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附則（平成24年条例第148号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附則（平成26年条例第97号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年条例第185号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附則（平成27年条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年条例第133号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年条例第50号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和元年条例第61号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

項	区分	規模
一	学校	すべて（令第18条第1項各号に掲げる経路（階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。）についての同項の規定の適用については、床面積の合計500平方メートル）
	病院又は診療所	
	集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)又は公会堂	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福	

	祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
	公衆便所	
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計200平方メートル(令第18条第1項各号に掲げる経路(階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。)についての同項の規定の適用については、500平方メートル)
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場(自動車修理工場に限る。)	
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計500平方メートル
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
四	ホテル又は旅館	床面積の合計1,000平方メートル
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
	公衆浴場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
五	共同住宅	床面積の合計2,000平方メートル又は住戸の数20(令第14条、第17条及び第20条並びに第18条、第21条及び第23条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸(地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口)までの経路以外の部分についての令第11条から第13

		条まで、第16条、第18条及び第19条並びに第14条から第17条まで、第20条、第22条及び第25条の規定の適用については、50)
六	寄宿舎	床面積の合計2,000平方メートル又は住戸の数50
備考 この表に掲げる特別特定建築物には、仮設建築物を含まない。		